

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 木 村 清
同 佐 藤 博
同 佐 藤 和 良
同 赤 津 一 夫

公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

1 監査の対象年度 平成 27 年度

2 監査の対象及び実施期間

- (1) 指定管理者 公益財団法人いわき市教育文化事業団
- ① 施設名 いわき市勿来勤労青少年ホーム
 - ② 所管部局 産業振興部 商業労政課
 - ③ 実施期間 平成 28 年 12 月 19 日から平成 29 年 1 月 19 日まで

- (2) 指定管理者 特定非営利活動法人よつくらぶ
- ① 施設名 いわき市道の駅よつくら港情報館
 - ② 所管部局 土木部 土木課
 - ③ 実施期間 平成 28 年 12 月 21 日から平成 29 年 1 月 19 日まで

3 監査の方法

現地に赴き、指定管理者等の立会いのもと、関係業務の概要について説明を受けるとともに、協定書及び管理に関する仕様書等の関係書類や諸帳簿等の内容を調査し、必要に応じて関係職員に質問する等の手法により実施した。

4 監査の結果

施設の目的達成に必要な管理及び運営は、協定に基づきおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に留意事項が認められたので、適正に事務処理をされたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

指定管理者の業務の概要及び監査結果については、後述のとおりである。

【指定管理者の業務の概要及び監査結果】

1 指定管理者 公益財団法人いわき市教育文化事業団

(1) 公の施設の概要

- ① 名称 いわき市勿来勤労青少年ホーム
- ② 所在 いわき市金山町朝日台1番地
- ③ 施設内容 延床面積 1,073.72㎡
(軽運動施設、ホール、相談室、娯楽談話室、調理実習室、研修室、音楽室、講習室(和室))
- ④ 設置目的 中小企業に働く青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。
- ⑤ 所管部局 産業振興部 商業労政課

(2) 指定管理者の指定の事務手続

- ① 指定管理者の指定根拠法令等
 - ・ 地方自治法第244条の2第3項
 - ・ いわき市勤労青少年ホーム条例第6条の3
- ② 指定管理者候補者の選定及び決定
指定管理者候補者の選定については、公募を実施し、2団体から申請があった。「いわき市勿来勤労青少年ホーム指定管理者選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会における審査を行った結果、2団体とも評価結果が一定点数以上であり、このうち点数の高い「公益財団法人いわき市教育文化事業団」を指定管理者候補者として決定している。
- ③ 指定管理者の指定に係る市議会の議決日 平成26年12月11日
- ④ 基本協定締結日 平成27年3月23日
- ⑤ 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(3) 指定管理者の業務の状況

- ① 主な業務範囲
 - ア 各種講習会等の開催、グループ活動の指導、保健体育及びレクリエーション活動の推進指導等に関する事業の実施
 - イ 施設、設備、備品等の維持管理に関する業務
 - ウ 施設の使用許可に関する業務
- ② 管理状況 館長ほか職員3名で管理運営
- ③ 平成27年度指定管理料 12,314,160円(年度協定締結日 平成27年3月23日)
- ④ 平成27年度の施設利用状況
 - ア ホーム主催による講座 1,679人
 - イ ホーム主催による行事 778人
 - ウ キャリア支援に関する利用 5人
 - エ 個別利用 5,137人
 - オ サークル活動による利用 8,150人
 - カ 合計 15,749人

(4) 監査の結果

- ① 所管部局について
指定管理者の指定に係る手続及び管理に関する協定等の締結は、いわき市勤労青少年ホーム条例等に基づき適正に行われていた。
平成27年度の指定管理料については、算定基礎となる管理運営費が明確に算定され、指

定管理料の支払いについても、基本協定及び年度協定に規定されているとおりに行われていた。

また、基本協定及び業務仕様書に基づき、指定管理者から管理運営計画及び収支予算が記載された「事業計画書」の提出を受けるとともに、月別利用状況書及び年間利用状況報告書、収支決算書等の書類が添付された「業務実績報告書」の提出を受けていた。

以上により、所管部局による指定管理者に対する管理監督は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に検討を要する事項が認められたので、内容を十分に把握し、必要な措置を講じられたい。

【意見又は要望とする事項】

いわき市勿来勤労青少年ホームについては、平成27年度から、公益財団法人いわき市教育文化事業団を指定管理者としており、いわきの歴史講座やワード・エクセル講座など、利用者のニーズに合ったより幅広い内容の講座を実施するなど、サービスの向上を図っている。

その一方で、当該施設は、「勤労青少年福祉法」により勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行う施設として設置された経緯があるものの、平成27年度の利用者のうち、35歳以上の利用者が11,627人（全体の73.8%）となっており、34歳以下の利用者が少なく、実態としては地域住民のための施設として公民館に近い使われ方がされている。

また、「勤労青少年福祉法」から「若者雇用促進法」への抜本改正（平成27年10月1日施行）において、法の目的が、勤労青少年の福祉の増進から青少年の雇用の促進及び能力を有効に発揮できる環境の整備となり、勤労青少年ホームの設置規定も削除されたところである。

以上のことから、「いわき市公共施設等総合管理計画」の策定や市の労働施策の今後の展開、さらに、近隣に集会所が存在すること等も踏まえ、将来的な施設のあり方を検討する必要があるものと考えます。

② 指定管理者について

指定管理者における施設管理業務は、いわき市勤労青少年ホーム条例、同施行規則、基本協定及び業務仕様書に基づいて行われていた。

ホーム利用証の交付事務及び施設・設備等の使用許可については、規則に基づき適正に執行されていた。

施設の維持管理に関する業務については、日常の備品及び設備等の点検を行い、修繕が必要と判断される箇所がある場合には、所管課に報告し対応するなどしており、おおむね適正に処理されていた。

施設の管理運営に係る会計経理の状況については、伝票、出納帳簿等の整備及び請求書や領収証書等の保管は、おおむね適切に処理されていた。

施設の利用促進に関する業務については、ホームページやホームだよりの発行による情報発信などの取組みを実施していた。また、利用者サービスの向上のため、利用者アンケート内容の検証等を行っていた。

以上により、指定管理者が基本協定及び業務仕様書に基づき行っている施設の管理運営業務については、おおむね適正に行われていると認められた。

2 指定管理者 特定非営利活動法人よつくらぶ

(1) 公の施設の概要

- ① 名称 いわき市道の駅よつくら港情報館
- ② 所在 いわき市四倉町字五丁目 218 番地の 1
- ③ 施設内容 延床面積 187.57 m²
(情報発信・休憩室、トイレ、ベビールーム、事務室(駅長室)等)
- ④ 設置目的 地域の情報発信拠点として賑わいの創出と交流人口の拡大を図り、地域の活性化に寄与することを目的とする。
- ⑤ 所管部局 土木部 土木課

(2) 指定管理者の指定の事務手続

- ① 指定管理者の指定根拠法令等
 - ・ 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項
 - ・ いわき市道の駅よつくら港情報館条例第 7 条
- ② 指定管理者候補者の選定及び決定
まちづくりの推進や地域の活性化を図るために活動し、情報館に隣接する交流館を管理運営する当該団体に対して行わせることが、事業展開を図る上で効率的かつ効果的であること、また、道の駅全体の一体的管理が可能となり合理的かつ経済的に有利であることから、指定管理者の指定に当たっては、公募によらず非公募としている。また、当該団体が適格かどうかを判断するため、「いわき市道の駅よつくら港情報館指定管理者選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会において審査を行い、評価結果が一定点数以上であったことから、当該団体を指定管理者候補者として決定している。
- ③ 指定管理者の指定に係る市議会の議決日 平成 24 年 12 月 13 日
- ④ 基本協定締結日 平成 25 年 3 月 28 日
- ⑤ 指定期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(3) 指定管理者の業務の状況

- ① 主な業務範囲
 - ア 観光、物産及び地域間交流に関する情報並びに道路情報の提供に関すること
 - イ 休憩場所の提供
 - ウ 施設等の維持管理に関する業務
- ② 管理状況 駅長ほか職員 2 名で管理運営(交流館と兼務)
- ③ 平成 27 年度指定管理料 8,224,518 円(年度協定締結日 平成 27 年 4 月 1 日)
- ④ 平成 27 年度の施設利用状況(交流館の来館者数) 496,399 人

(4) 監査の結果

- ① 所管部局について
指定管理者の指定に係る手続及び管理に関する協定等の締結は、いわき市道の駅よつくら港情報館条例等に基づきおおむね適正に行われていた。
平成 27 年度の指定管理料については、算定基礎となる管理経費が明確に算定され、指定管理料の支払いについても、基本協定及び年度協定に規定されているとおり行われていた。
また、基本協定及び業務仕様書に基づき、指定管理者から管理運営計画及び収支予算が記載された「年度別事業計画書」の提出を受けるとともに、指定管理業務の実施状況、管理経費の収支状況等が記載された「事業報告書」の提出を受けていた。
以上により、所管部局による指定管理者に対する管理監督については、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分に把握し、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【是正改善を要する事項】

基本協定書において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置（※）が講じられていなかった。

※ 指定後に指定管理者が排除措置対象者であることが判明した場合に、当該指定を取り消すことができるような措置

② 指定管理者について

指定管理者における施設管理業務は、いわき市道の駅よつくら港情報館条例、同施行規則、基本協定及び業務仕様書に基づいて行われていた。

施設の維持管理に関する業務については、日常の備品及び設備等の点検を行い、修繕が必要と判断される箇所がある場合には、所管課に報告し対応するなどしており、おおむね適正に処理されていた。

施設の管理運営に係る会計経理の状況については、伝票、出納帳簿等の整備及び請求書や領収証書等の保管は、おおむね適切に処理されていた。

施設の利用促進に関する業務については、ホームページによる情報発信などの取組みを実施していた。また、利用者サービスの向上のため、利用者アンケート内容の検証等を行っていた。

以上により、指定管理者が基本協定及び業務仕様書に基づき行っている施設の管理運営業務については、おおむね適正に行われていると認められた。